

公益財団法人那珂川沿岸土地改良基金協会 令和元年度 事業計画書

1. 基本方針

基金協会は、国営那珂川沿岸農業水利事業及び関連かんがい排水事業を推進するとともに、魅力ある農業の展開を図るため、営農改善の施策と活動を推進する。併せて、積立金を運用することにより事業費にかかる農家負担の軽減対策を行うとともに、管理母体となる土地改良区の育成等に努める。

2. 実施計画

(1) 営農改善の施策活動推進事業について

① 地域農業用水確保のための推進活動

那珂川沿岸地域の用水営農の実現に向け、那珂川沿岸農業水利事業に対する意欲高揚を図るため、那珂川沿岸地域用水営農推進講演会を開催するとともに、畑地かんがい営農の推進を図るためのPR活動を行う。

② 畑地かんがいを活用した産地育成のための推進活動

管内市町村における産地化推進のため、営農先進優良地区等の視察研修、畑地かんがい技術の取得に繋がる現地研修会を実施する。また、ホームページ等を活用した広報を推進する。

③ 畑地かんがい営農モデル実証圃展示

那珂川沿岸地域において畑地かんがいを活用することにより、安全・安心で高品質な農産物を消費者に安定的に供給するため、畑地かんがい効果のPRを積極的に行う必要がある。

そのため、畑かん営農モデル展示圃を設け、畑地かんがい効果検証の基礎資料収集を行うとともに、受益農家からの公募型実証圃の展開を行う。

(2) 土地改良事業推進対策事業について

那珂川沿岸農業水利事業の推進を図るため、「那珂川沿岸農業水利事業推進協議会」に対して推進費の助成を行う。

- ・国営事業の早期完成のための推進活動
- ・国営関連のかんがい排水事業、基盤整備事業等に対する推進活動
- ・事業推進に伴う関係機関との協力体制、並びに推進会議の開催

(3) 管理母体の強化育成対策事業について

施設の管理母体である「那珂川沿岸土地改良区」に対して、その管理運営費を助成し、適正かつ円滑な土地改良区運営を行う。

(4) 対策資金の造成及び管理について

事業の農家負担軽減対策として、市町村負担率協議書（平成21年1月30日付締結）の債務負担年次表により、令和元年度 計画積立額 1億2,800万円 の積立を行う。

資産の管理は、日本国債により積立金とともに対策資金の造成を図る。